

随意契約理由書

神戸市

件名	令和3年度海岸線 5000形車両装置取替作業その3
契約の相手方	川重車両テクノ株式会社
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の14 第1項2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本作業は5000形車両のATI装置、ATC/O装置、無線装置の載せ換え作業である。ATI（車両情報制御装置）は運転制御、異常検知、検査等の機能を有した車両制御の中心的な装置、ATC/O装置は自動運転制御及び速度超過等を防止する保安装置、無線装置は乗務員と指令との通話をはじめ、非常発報、故障データ送信する機能を有し、列車の運行には欠かせない装置である。</p> <p>本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく載せ替え、調整、検査の実施及び特殊な電車部品の製作・手配を行える必要がある。これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に車体の製作、艀装を担当した川崎重工業株式会社以外にはないが同社は平成15年より、自ら設立した上記業者に電車保守業務を移管しており、現在今回の業務を実施できるのは上記業者だけである。</p>	
担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340)